

## 奈良県統計協会広告掲載規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県統計協会（以下「協会」という。）が発行する刊行物（以下「刊行物」という。）へ掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程における刊行物とは、奈良県民手帳、奈良県統計年鑑、100の指標からみた奈良県勢、統計レポート等、協会が発行するものをいう。

### (広告の範囲)

第3条 刊行物に掲載する広告は、行政広報としての公共性及び品位、信頼性を損なうことのないものとし、次の各号に該当するものは取り扱わないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性のあるもの
- (3) 意見、社会問題についての主義主張
- (4) 個人の氏名広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (7) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (8) あたかも奈良県又は協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 健康的又は教育的な配慮が必要なもの
- (10) 青少年の健全育成という観点から、有害であると判断されるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当する者によるもの
- (12) 商品の性質上、消費による事故又は消費者とのトラブルが発生する可能性が高いと判断されるもの
- (13) 不当な差別等人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (14) 他社との製品との比較広告

(15) その他、協会が発行する刊行物に掲載する広告として適当でないと協会が判断するもの

2 刊行物への掲載基準は、協会会長が別に定める。

(広告主の選定基準)

第4条 協会は、広告主の選定に当たっては、次の基準に従って選定する。

(1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類する者

(2) 私企業のうち、公共性の高い者

(3) その他、協会の広告主として適当と認められる者

(広告主の債務)

第5条 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この規程は、平成28年 7月15日から施行する。